

別表1

7. ものづくり産業人材育成プログラム(10単位)

(1) プログラムの目的

本プログラムは、材料やものづくりに関連する科目、及びビジネス論や技術者倫理に関連する科目的学習を通して、実社会の場、特に島根県の主要産業の一つである金属関連分野などのものづくり産業で活躍することができる起業家精神を持ったものづくり人材を育成することを目指す。

(2) プログラムの学修到達目標

- ① 社会と技術の関わりについて理解し、説明することができる。
- ② ものづくり産業に必要な基礎知識を理解、説明することができる。
- ③ 起業の基本について理解し、説明することができる。

(3) 履修資格

令和6年度以降に入学した者

(4) 履修手続

本プログラムを履修する者(以下「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続きをしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5) 修了要件

次の要件をすべて満たすこと。

- 一 所属する学部・学科又は課程の卒業要件を満たすこと。
- 二 (7)に示す履修表により履修し、計10単位以上を修得すること。

(6) 履修証明書交付要件

次の要件をすべて満たすこと。

- 一 2年次以上の学生であること。
- 二 (7)に示す履修表の選択科目を10単位修得済み、または履修中であること。

(7)構成する授業科目及び履修方法
次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度以降入学生用)

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎教育科目	電気・通信技術の歩み	2	10	
	半導体の世界	2		
	実例ビジネス開発論	2		
	地域創生科目群	たたらと現代製錬		
教養育成科目群	物理学の世界	2		
	クロス教育基礎論	2		
全学開放科目	知的財産権法	2		
	技術と社会	2		
	材料科学序論	2		
	材料科学から社会を見る	2		
合 計			10	

※令和6年度に入学した者で、「エレクトロニクスのはなし」を修得した者は、修了要件単位数に含めることができる。